

ドイツ生命政策の現在：  
ヒト胚政策および国家倫理委員会のあり方をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-01-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松田, 純 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00024390">https://doi.org/10.14945/00024390</a>

# ドイツ生命政策の現在

——ヒト胚政策および国家倫理委員会のあり方をめぐって

松田 純

はじめに

総合科学技術会議のもとに設置された生命倫理専門調査会は二〇〇四年六月、人クローン胚を作成する研究の是非をめぐって対立し、最後に「強行採決」という異常事態が生じた。人クローン胚作成を容認する多数意見が調査会の「結論」とされ、これに基づいて総合科学技術会議は七月に人クローン胚作成の研究にゴーサインを出した。ヒト胚の扱いやクローニングをめぐっては、ほとんどの国で意見が真っ向から対立し、合意は困難な状況にある。しかしながら、ヨーロッパ各国と日本とを比較して見たとき、生命倫理・生命政策をめぐる議論への公衆の関心と参画が大きく違う。

例えばドイツでは、とりわけ二〇〇一年、ES細胞研究をめぐって国民を巻き込んで非常に激しい議論が戦わされた。筆者はたまたまこの時期、文部科学省在外研究員として、ボンにある「科学と倫理のための研究所」で研修中であつた。幸運にも、この激しい議論を肌で感じる事ができた。日本ではヒト胚の扱いについては、ほとんど国民的議論にならないうちに、ヒト胚研究小委員会がES細胞研究に踏み出すという結論が出た(二〇〇〇年三月)。ドイツではメディアの最重要テーマになるほどまでに、国民の関心は高い。これにはカルチャーショックを受けた。受精の始まりから生命を

護ろうとするキリスト教とりわけカトリックの生命観など、日欧の文化の違いがあることはもちろんである。しかしながら、国レベルの生命政策をめぐる、研究者や学者だけではなく、マスメディアも巻き込んで、広く国民各層が討論に参加し、最終的には国会（連邦議会）で議決されるという姿に、民主主義の熟度の違いも感じさせられた。

幹細胞研究をめぐるのは、ヒト胚の扱いやクローニング、研究のための卵子や受精卵の提供といったことが重要な論点となっている。これらの根底には、生命いのちの始まりをどう考えるか、生命いのちのために生命を犠牲にすることの是非など、生命観や生き方の根幹に関わる問いがある。そのなかで人類史の過去・現在・未来がぶつかりあって火花を発している。すなわち

現在 I Tの次はB T（バイオテクノロジー）という国際市場経済競争とグローバリズムの抗しがたい圧力。目先の経済的利益の追求という現在のテーマ。これは激しい変化を促す。

過去 人間の生命、胚、胎児等に対する態度。これは過去から引き継いできた生命観・人間像によって規定され、そう簡単には変わらない。

未来 医療の細胞工化学という未来像。遺伝子治療から増強的遺伝子操作（エンハンスメント）、さらには遺伝子ドーピング、人体改造へ。こうした趨勢のなかで「人間とは何者なのか」という自己了解が揺らいでいく。人間としてのアイデンティティをどう守るのかという未来世代への責任が問われる。

バイオテクノロジーの先端研究をめぐる議論には、このような人類史的な問いが潜んでいる。とりわけ幹細胞研究とそれを応用する再生工医学は不老不死の夢にまで迫ろうとする志向をはらみ、深い射程をもった人間学的問いでもある。それだけに学問的にも難しい問いであるが、同時に、すべての人に関わる問いでもある。「激しい国際的競争のなかにある研究・技術開発をスムーズに進めたい」というのは、狭い一つの視点にすぎない。生命観の根幹に関わる深い射程を

もった問いであることをふまえ、公衆に問題を提起しながら、広範な公衆が積極的に議論に参加するなかで、生命政策の合意形成の営みが展開されなければならない。本稿では、このような視点から、国レベルの生命政策の審議・決定システムのある方を考察してみたい。まず、ドイツにおける二つの中央倫理委員会の確執を紹介する(一、二)。次にフランスの国家生命倫理諮問委員会の活動も参考にして、日本における国家レベルの常設生命倫理委員会(三)と、その審議を支える調査研究機能を持った情報センターの設置を提言する(四)。

## 一 議会と政府の二つの倫理委員会

ドイツでは、シュレイダー首相が国家倫理評議会(Nationaler Ethikrat)を立ち上げようとした頃から、国家レベルの常設生命倫理委員会のあり方をめぐって議論が活発化した。というのも、ドイツ連邦議会のもとにすでに二〇〇〇年二月に「現代医療の法と倫理」審議会(Enquete-Kommission. Recht und Ethik der modernen Medizin)が設置され、現代医療の法と倫理に関わる課題を包括的に審議してきたからである。にもかかわらず首相はみずからが全委員を任命する直属の国家倫理評議会を立ち上げようと構想し、二〇〇一年五月二日、新築なった首相府での初閣議でこの設置を決定。年間四二〇万マルク(二億五千万円)の予算をあてることにした。この二重構造がそもそも問題視され、評議会の設置は「誤った誕生(Geburtsfehler)」とも評された<sup>(1)</sup>。首相は議会制民主主義のもとに設置された既設の審議会を無用のものにすることを狙っている、と受けとめられた<sup>(2)</sup>。

議会と首相府それぞれの倫理委員会に関して、その設置の経緯と活動状況について、詳しくは拙著を参照願いたい<sup>(3)</sup>。

## 背景と評価

もともと国家倫理評議会は、シュレイダー首相が反対を押し切って設置を決めた、いわくつきのものである。とくに連邦議会の審議会との関係がいつも問題視される。しかしその後、さまざまなテーマについて活発な活動を展開している。とくに公開フォーラムや年次大会などを開催し、生命科学の発展がもたらす問題点を一早く明らかにし、合意形成のための共通認識を作って行こうとする取り組みが注目される。

国家倫理評議会は月一回、全体会議（約六時間）を開く。だいたい委員の八〇％が出席するという。

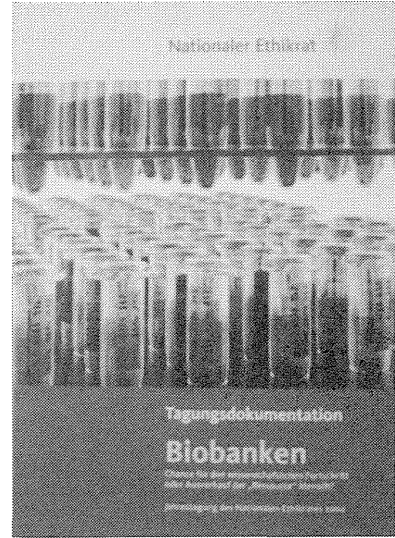
このもとに四つの作業部会を置いて、クローン問題、バイオ特許、遺伝子診断およびバイオ・バンク、終末期医療のあり方を検討している。後者二つは最近始まったばかりである。各部会は月二回程度開かれている。

年に一回、公開大会（Jahrestagung）が開催され、申し込めば誰でも参加できる。

二〇〇二年は「バイオ・バンク——科学の進歩のためのチャンスか、それともヒト資源」の在庫一掃大売り出しか？（Biobanken. Chance für den wissenschaftlichen Fortschritt oder Ausverkauf der "Ressource" Mensch?）」というテーマで講演とシンポジウムが行われ、大会記録が書籍として刊行されている。



写真1 国家倫理評議会があるベルリン＝ブランデンブルク・アカデミー



Biobanken(バイオ・バンク)  
シンポジウム記録

二〇〇三年には「他文化における出生前のいのちの扱い方 (Der Umgang mit vorgeburtlichem Leben in anderen Kulturen)」というテーマで、倫理の社会的背景を比較文化論的に検討した。

公開大会は十時から十八時まで丸一日。二五〇―三〇〇名程度が参加する。これ以外にも、公開フォーラムが年三―四回開催される。二〇〇三年から次のようなテーマで七回のフォーラムが開催された。

出生前診断 (「損害としての子」)

バイオ特許

終末期における患者の自己決定

臨床研究の倫理学とその国際的な規準

治療を越えるエンハンスメント

インフォームド・コンセント儀式の背後に——合意と告知と遺伝学

再生医療における組織移植——新しい移植医療の倫理をめぐって

このように、合意形成の基盤づくりのための活動を活発に展開しているが、にもかかわらず、本評議会はその立ち上げの経緯からして、その正統性が疑問視され続けている。次にこの問題を考えてみる。

## 二 連邦議會審議會と国家倫理評議會との二重構造について

「現代医療の法と倫理」審議會はもちろん一枚岩ではないが、連邦議會と連邦憲法裁判所の諸決定を尊重し、それとの連続性のなかに立とうとする。その結果、多数意見は、例えば遺伝子技術の独走に対して倫理的観点から規制をかけるようにする傾向となって現れる。これに対して、シュレイダーが設置した国家倫理評議會は功利主義者、個人の自己決定権を重視するリベラル派が多数になるように人選されている。

ES細胞輸入をめぐる、議会の審議會では、輸入反対が多数を占めた<sup>(4)</sup>（ES細胞の輸入阻止二六名。輸入を条件つきで許容一二名。二〇〇一年一月一二日答申）。これに対して、国家倫理評議會では輸入賛成が多数を占めた<sup>(5)</sup>（厳格な条件のもとで期限を限定して輸入することに賛成一五名。輸入反対一〇名。二〇〇一年一月二〇日発表）。

着床前診断をめぐるでも両者は対立する結論を出した。議会の審議會は着床前診断について、一六名の委員が禁止の継続に賛成、三名が条件付容認で、着床前診断への反対者が多数を占めた（二〇〇二年二月二五日票決）。政府側の評議會では、七名が導入に反対、一五名が条件付容認で、容認派が多数を占めた（二〇〇三年一月二三日発表）。

こうした票決結果のなかに両委員会の傾向が見てとれる。それゆえ、シュレイダー首相は国家倫理評議會を議會審議會会に対するライバル（Konkurrenz）として設置したとの見方が根強くある。このライバル関係について当事者の意見を聞いてみる。

## (一) 二重の倫理委員会は倫理の多元性を保証する

二〇〇三年に国家倫理評議会員であるタウピッツが二つの委員会の関係について論文<sup>(6)</sup>を公表した。このなかで、法的

に権威ある倫理委員会は連邦議会の審議会だけだという論を退けている。

「倫理の一極化 (Monopol) を誰も望んでいないのだから、一つの社会のなかに権威ある中央倫理委員会はただ一つであるべきだという発想はばかっている」。互いに競合する倫理委員会は、むしろ倫理的議論のなかに多元性を持ち込み、「あい矛盾しあう議論のなかで鍛えられる分野として倫理が生きることになる」。どの倫理委員会も何かを規則化したり決定したりするわけではない。議会は倫理を規格化するのではなく、法的規則を制定する。もちろんその根底には倫理的考察がありうる。倫理委員会が複数多元的に構成されていることによって、社会的な多元性と科学的な多元性が保証される。それらの委員会どうしが互いに対話を試みるべきだ。それぞれの委員会が互いに独立して、自分たちの領分だけで自己完結するならば、社会と現実生活のなかに認めうる潮流が生成してくるチャンス逃すことになるう。

こうタウピッツは述べている。聞くところによると、両会の会長どうしは連携・協働の意向をもっているようだが、議会審議会のなかの緑の党やCDUの一部委員の強い反対にあって両者の協働は実現していない。このことをほのめかす言い方であろう。

## (二) 正統な倫理委員会は議会の審議会のみ

タウピッツ論文を意識して、「現代医療の倫理と法」審議会議員ウルリケ・リーデルが最近、二つの委員会の関係について論文<sup>(7)</sup>を発表した。



このなかで彼女は、「研究と医学の限界を決定する場合はドイツ連邦議会だ」とした上で、「倫理的で基礎的な価値に関する問題についての政治的決断は、政党政治の図式の外で下されなければならない。生命政策は選挙戦のテーマでもない。その意思形成は、政府と野党、政党や派閥といった通常のしぼりのなかでは遂行されない」と述べる。これは、反対を押し切つてまで国家倫理評議会を立ち上げ、政治的力関係を背景に生命政策を決しようとしたシュレイダー首相への批判である。

次に、どの倫理委員会も何かを規則化したり決定したりするわけではないのだから、さまざまな倫理委員会が多元的に構成され競い合えばいいというタウピッツの論を意識して、こう述べている。

「現代医療の法と倫理審議会も国家倫理評議会も、ともに政策決定の権限をもたないけれども、きわめて重大な政治的意義をもち、他のもろもろの倫理委員会（大学や病院、医師会の倫理委員会など）に優先する公的権威をもっている。そこから、政治的正統性について特別な要求が生じる。両会の政治的正統性についての問いは避けて通れない。この点で、議会の「現代医療の倫理と法」審議会の正統性に問題はない。なぜならそれは、「あい対立する意見を議論した末に、圧倒的多数で、しかも連邦首相の明確な支持を得て、ドイツ連邦議会によって設置されたからだ」。しかも「審議会の権利（調査権）は議会の基礎的な諸権利のなかに含まれている」。「審議会の作業は連邦議会の要請と現在の政治的出来事に規定され、諸党派の力関係によって影響されるけれども、審議会では、党派の強制に服さないテーマが審議され、それゆえさまざまな党派の色合いの彼方にきわめて異なる意見の分布が生じる」（つまりタウピッツが強調する多元性は議会審議会のなかにすでに保証されている）。これに対して、「国家倫理評議会には正統性について、あらゆるものが欠けている。……任務、枠組み、

構成、委員の任命についても、national(国家)という誤解を与える名前についても、一つも政治的理解がない。すべての委員は首相によって任命され、……その基準は透明でない」。

「国家 (national) 倫理評議会」は間違った命名、偽名 (falscher Name) だという批判は多い。むしろ「連邦首相の倫理諮問委員会」というのが正確であろう。ブッシュ大統領が設置した「大統領の生命倫理諮問委員会(The President's Council on Bioethics(PCBE))」の方が率直な名称と言えよう。

リーデルは議会と政府にそれぞれの生命倫理委員会が並び立つドイツの状況を「出来そこない (verkorkst)」と酷評し、国家倫理評議会は「誕生そのものが誤り (Geburtsfehler)」であると断じる。それゆえ、連邦議会が主権の正統な代表として設置した「現代医療の倫理と法」審議会は国家倫理評議会を政策提言委員会として用いることができないし、両者の分業もありえないと言う。これは、両委員会がいつまでも対立したままではなく同じようなテーマを扱うのだから協働していくべきだ、との意見を退ける理由である。

前述のように、国家倫理評議会は最近、公共の議論を活発化するための活動を強めている。非常に興味深いテーマで討論を呼びかけ、その成果を報告集やニュース・レターとして刊行し、ウェブ上でも公開している。それ自体は貴重な仕事として注目に値する。しかしこれに対してもリーデルは、「こうした活動を政治的正統性を取り違えることは許されない」と言い切る。そもそも国家倫理評議会は議会審議会に比べて一〇倍以上の予算(年約二億八千万円)を措置され研究費が優遇されていることを指摘し、華やかな活動ができて当然と言わんばかりである。

両会の間で正統性をめぐる論争は終わりそうにない。二〇〇五年秋、異例の解散、総選挙によって、キリスト教民主社会問題と社会民主党との大連立政権が誕生した。この新政権のもとで、両会がどうなるかが注目される。ある情報に

よれば、国家倫理評議会に大きな変化はないとのことである。連邦議会は選挙後十月十八日に初めて招集され、議長等を選出した。審議会の設置をめぐる議論はこれからであるが、「現代医療の倫理と法」審議会は設置されないとの見通しもある。

### 三 教訓と提言——わが国における常設の国家倫理委員会

議会と政府に類似の生命倫理委員会が同種のテーマを扱い、互いにその正統性を争うという関係は、特殊な政治情勢のなかで作りに出されたドイツ固有の現象である。これは参照モデルにならない。しかしわれわれはそこから幾つかの教訓を導くことができる。議会側から提起される国家倫理評議会の正統性への疑問は、例えばわが国の各種審議会にも当てはまる。ドイツはなにごとく法律主義であり、立法府が中心である。これに対して日本はなるべく法律は作らず、行政の主導で事を処理し中央官庁の統制を強めようとする。各省庁には数多くの審議会が設置されている。その審議委員はほとんど所轄大臣の指名による。<sup>(8)</sup>かつては同一の生命倫理的テーマで、文部省、科学技術庁、通産省、厚生省、農水省などが互いに整合しない指針を出し、「ダブル・スタンダード」<sup>(9)</sup>、「つぎはぎ細工」と批判される状況もあった。近年そうした点は改善されてきて、総合的戦略に関わるテーマは最終的には総合科学技術会議で決定される。この決定のための調査検討機関として、総合科学技術会議のもとに生命倫理専門調査会が二〇〇一年一月に設置された。

調査会は人クローン胚を作成する研究の是非をめぐる対立し、最後に「強行採決」という異常事態が生じた（二〇〇四年六月）。人クローン胚作成を容認する多数意見が調査会の「結論」とされ、これに基づいて総合科学技術会議は七月に人クローン胚作成の研究にゴーサインを出した。この事態は、わが国においても生命政策の決定システム、その前

提としての合意形成のあり方と仕組みを問い直す必要があることを示している。これまでのような審議会の方式でいちをめぐる政策の提言を行うことに、限界が見えてきた。

総合科学技術会議は「科学技術政策推進の司令塔」である。しかも首相は圧倒的な権限をもっている。首相の「リーダーシップ」は総合科学技術会議運営規則のなかで保証されていて、議長である総理大臣の意向に反することは決まらえない（第四条）。さらに、「緊急時の特例」（第五条）というものまであつて、ほとんど議長ひとりで決定できることが保証されている。「科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策」（内閣府設置法平成一一年度法律第八九号）を審議する機関としては違和感のある規定である。

そもそもこのような機関に生命倫理委員会が属していることが適当かという問題がある。議長である首相に圧倒的な権限を認められている反面、そのもとに設置されている生命倫理専門調査会には決定権限はなにもない。専門調査会での議論を総合科学技術会議に上げて決定する。著しく独立性を欠く存在である。井村・前生命倫理専門調査会長も、「本当は総合科学技術会議とは独立して、内閣府の中に生命倫理委員会が出来た方がいいのではないか」と言っている（第六回生命倫理調査会議事録）。基本的な価値観と深く関わる倫理問題をはらむテーマは、通常の政治的力学を超えたところで審議された方がいい。

生命倫理専門調査会は常設委員会ではない。総合科学技術「会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。二 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長（総理大臣）が指名する。……三 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする」（総合科学技術会議令第二条）となっている。専任スタッフもいない。年間の会議回数が不明確なため予算措置も十分でない（「生命倫理に関する取り組み」として一二〇〇万円が計上されている程度<sup>10</sup>）。調査会の基本性格は、問題が生じるたびに設置されるアドホックな委員会である。このような

場当たりの対応では立ち行かないところまで、事態が来ていることを認識すべきであろう。生命科学・医学生物学  
研究の発達状況全般を見渡して諸問題を総合的に審議する常設倫理委員会が国レベルで必要である。

ドイツでは不幸にして議会側と政府側の委員会がライバル関係にあるが、両者の利点を取り込んだ混合形態が望ましい。そのモデルをフランスの「生命および保健衛生の諸科学のための国家倫理諮問委員会」(Comité Consultatif National d'Ethique pour les sciences de la vie et de la santé 以下CCNEと略記)がすでに示している。この委員会は一九八二年にフランス初の体外受精児が生まれたことを受けて、当時のミッテラン大統領が国立衛生医学研究所内の医療倫理諮問委員会を改組独立させる形で、一九八三年二月大統領デクレ(政令)によって設置した。一九九四年には法律によって規定されるようになった。

所轄するのは研究担当大臣と保健担当大臣であるが、委員会の独立性を高めるため委員構成と人選・任命方法に工夫がなされている。

- 一 共和国大統領が委員長を任命し、さらに、重要な哲学的または宗教的潮流(カトリック、プロテスタント、ユダヤ教、イスラーム、マルクス主義)を代表する五名の委員を任命する。
- 二 能力と倫理問題への関心において優れた者一九名を、国民議会や元老院、コンセイユデタ(國務院)、首相など、さらに法務、研究、産業、社会問題、文部、労働、保健の各担当大臣等々が指名する。
- 三 学術研究分野から一五名を、科学アカデミー、国立医学アカデミー、コレージュ・ド・フランス、パスツール研究所、国立保健医学研究所、大学病院、大学長会議等々が推薦指名する。

以上の計四〇名で構成される。大統領や首相が全委員を指名するのではなく、立法、司法、行政、学術団体等からそれぞれ指名・推薦され、多様な分野から多様な意見が反映されるよう制度設計されている。委員長の任期は二年間、委

員の任期は四年間で、二年ごとに半数の委員が再選または新任される（一九九七年以降、再選は一回限りとなった）。委員は無報酬のボランティアで、パリで開催される会議に出席するための交通費のみが支給される<sup>(11)</sup>。CCNEはみずからを立法府の助言委員会と了解し、現行の法実態についてはコメントするが、みずから法案を作成しないように控えてきた。それだけの専門的な能力を十分もっているにもかかわらず、助言機関に徹する。こうした自制には学ぶべきものがある。同委員会はこれまで精力的に活動を続け、すでにさまざまなテーマで八八（二〇〇五年一〇月現在）にもものぼる答申や見解を発表してきている。

一九八三年に設置されたCCNEが常設の国家生命倫理委員会の第一号であり<sup>(12)</sup>、その後この形態がスウェーデン、デンマーク、ルクセンブルク、イタリア、ノルウェー、ポルトガル、ベルギー、フィンランドなどヨーロッパ各国に広がった（次頁の表参照）。これらを参考にして、クリントンが一九九五年に国家生命倫理諮問委員会（National Bioethics Advisory Commission. NBAC）を設置した。国家レベルの生命倫理委員会としては、日本ではこれが最もよく知られているが、このモデルはじつはフランスに始まりヨーロッパで先行したものであった<sup>(13)</sup>。

生命諸科学や医学生物学研究は日進月歩であり、次々と新たな倫理的・社会的問題を投げかけている。そのつど場当たりに委員会を立ち上げ、慌てて対応するのには限界がある。わが国においても、政治力学から独立し、公共の多様な意見を掬い上げられるようなバランスのとれた構成の常設倫理委員会が必要である。委員は政治的圧力から心理的にも独立し、公共に対して問題点を整理し、しっかりした政策提言も行なえるようであればならない。

## 国家倫理評議会成立史概観

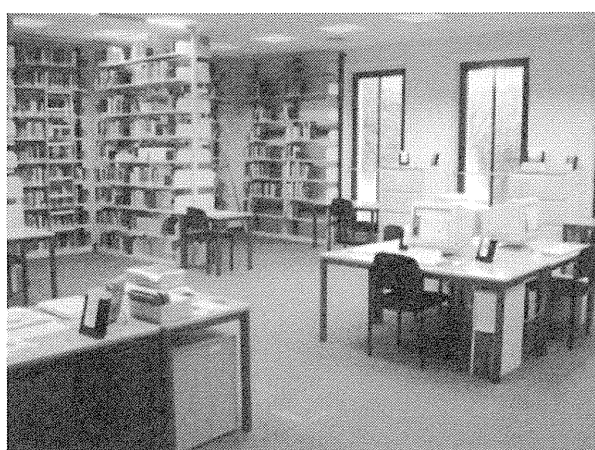
成立年	国	倫理委員会名	制度
1983	フランス	Comité Consultatif National d'Ethique pour les Sciences de la Vie et de la Santé	大統領による発議。1994年以降は法律に明記。任命権はすべての重要な憲法機関にある。所轄は国立保健医学研究所 (INSERM)
1985	スウェーデン	Statens Medicins-Etiska Råd (SMER)	議会による発議。任命権の一部は議会にある
1987	デンマーク	Etiske Råd	議会と政府による発議。任命権は議会と保健省にある。所轄は保健省
1988	ルクセンブルク	Commission Consultative Nationale d'Ethique pour les Sciences de la Vie et de la Santé	政府による発議
1990	イタリア	Comitato Nazionale per la Bioetica	最初の発議は議会。任命権と所轄は首相にある
1990	ノルウェー	Den nasjonale forskningsetiske komité for medisin	科学研究省が発議し所轄
1990	ポルトガル	Conselho Nacional de Ética para as Ciências da Vida	法律によって設置。任命権は首相と二、三の大臣と諸法人、諸団体にある。所轄は首相
1991	イギリス	Nuffield Council on Bioethics	民間機関ナフィールド財団による発議
1992	オーストラリア	National Health and Medical Research Council	法律によって設置。任命権は国・各州と準州・特別地域の保健省および他の法人、アボリジニ委員会と分有
1995	ベルギー	Comité consultatif de Bioéthique	法律によって設置。任命権は王と各種政府で分有。
1995	カナダ	National Council on Ethics in Human Research	医師会、保健省、各種研究審議会による共同発議
1995	アメリカ	National Bioethics Advisory Commission	大統領による発議と任命
1996	インド	Central Ethical Committee of the Indian Council of Medical Research	医学研究審議会による発議と任命
1998	スイス	Eidgenössische Ethikkommission für die Gentechnik im ausser-humanen Bereich (EKAH)	連邦政府によって設置。環境森林農業省が所轄
2001	スイス	Nationale Ethikkommission im Bereich der Humanmedizin (NEK-CNE)	連邦政府による発議。連邦保健省が所轄

#### 四 生命倫理情報センターの必要性

生命倫理に関する日本の各種審議会は、問題が生じてから設置され、会議が召集され課題が諮問されてから、新技術の基礎的理解の学習に始まり、そこに関わる倫理的・法的问题の性格、諸外国の対応などを慌てて調査しているのが現状である。総合科学技術会議生命倫理専門調査会にも専従スタッフはおらず、内閣府政策統括官（科学技術政策担当）<sup>(14)</sup> ライフサイエンス推進グループに所属する七名（うち二名は非常勤）が兼任スタッフとして担当しているという。生命倫理的諸課題を検討する際に基礎となる情報を日常的に収集し、問題点を整理し、それらを広く国民に開放するとともに、審議会等での検討の用に供する任務をもった情報資料センターの設置が望まれる。



生命諸科学における倫理のための  
ドイツ情報センター（DRZE）ボン

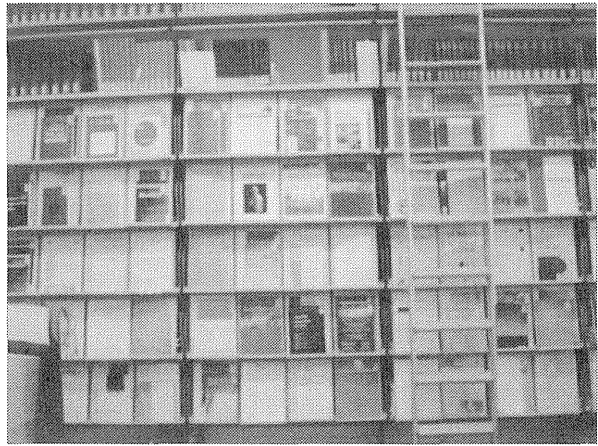


閲覧室 一般に開放

新しい学際的図書約6,000冊、11,500点の資料

Referenzzentrum für Ethik in den Biowissenschaften以下DRZEと略記)を一九九九年にボンに創設した。ホネフェルダー(ボン大学)名誉教授がセンター長を務め、一二名の専従スタッフ(研究担当、デジタル情報処理担当、司書、秘書等)と四名の学生アルバイトが勤務している。





生命環境倫理学・応用倫理学に関する  
世界中の雑誌約100誌

本センター（DRZE）に先立ち一九九三年にボン大学に「科学と倫理のための研究所」（Institut für Wissenschaft und Ethik以下IWEと略記）がノルトライン＝ヴェストファーレン州によって設置された。DRZEはIWEの活動実績を基盤に、それに併設される形で設置された。IWEの所長もホネフェルダー教授が兼務し、ここにも一三名の優秀な若手研究スタッフと秘書一名、学生アルバイト三名が活動している。両施設は同一の建物のなかに併設されている。図書室を共有し、緊密な連携のもとに、ほとんど一体的に活動している。スタッフは自然科学、法学、哲学・倫理学、神学、社会科学の分野から学際的に構成されている。州や連邦、EUからさまざまなテーマで研究を委託され、常時十数件のプロジェクトが走っている。両施設は先端生命科学がもたらす倫理的・法的问题を検討する際の基礎となる情報・資料を日常的に収集整理し、国民の啓発に供するとともに、連邦政府や州政府やヨーロッパ連合、それらの各種審議会、さらに政党などからの資料提供の要請に即応できる態勢をとっている。インターネットによる情報発信にも力を入れ、DRZEのホームページの「視点[Im Blickpunkt]コーナー<sup>(15)</sup>では、治療用クローニング、ヒト胚性幹細胞研究、安楽死、着床前診断、遺伝子組換え食品などの特集が組まれている。ここを開くと各テーマに関する基本の科学的知識から、倫理的・法的问题への視点、各国の対応や制度など、貴重な情報がほとんど世界中からオンラインで入手できる。ジョージタウン大学ケネディ倫理研究所を初め多くの類似センターとデータベースを共有し、国際的連携にも力を入れている。これらの情報収集および研究活動の成果をふまえ、国際シンポジウムを開催し、公共的議論と諸外国との交流を促進している。生命諸科学や遺伝子技術の分野は次々と新しい発見・発明が生まれ、それらを理解するに複雑な知識を要する。信頼

できる確かな情報の上に倫理的議論が展開される必要があることは言うまでもない。わが国においても、優秀な専門スタッフを擁する情報センターが然るべきところに設置される必要があるだろう。クローン人間産生や遺伝子組換え作物、国境を越えた精子や卵子の売買など、バイオテクノロジーに関わる倫理問題では、今後ますます国際的な対応が求められるていくものと思われる。日本の生命倫理を国際的水準に高め、日本からも情報発信し、国際的討論のなかで政策決定していくためにも、高度な情報収集力、論点整理力をもった情報センターが必要であろう。

## 注

- (1) フランクフルター・アルゲマイネ紙二〇〇一年五月三日。
- (2) 詳しくは松田純『遺伝子技術の進展と人間の未来——ドイツ生命環境倫理学に学ぶ』知泉書館、二〇〇五年、第一章参照。
- (3) 同上
- (4) Deutscher Bundestag, Referat Öffentlichkeitsarbeit. Enquete-Kommission. Recht und Ethik der modernen Medizin, *Stammzellforschung und die Debatte des Deutschen Bundestages zum Import von menschlichen embryonalen Stammzellen*. [幹細胞研究およびヒト胚性幹細胞の輸入をめぐる連邦議会の討論] Berlin, 2002. S.136-138.
- (5) Nationaler Ethikrat, *Stellungnahme zum Import menschlicher embryonaler Stammzellen*. [ES細胞の輸入に対する態度] 2001, S. 46-54.
- (6) Jochen Taupitz, Ethikkommissionen in der Politik : bleibt die Ethik auf der Strecke? In : *Juristenzeitung*. Bd. 58 Heft 17, 2003.
- (7) Ulrike Riedel, "Alle Macht den Raeten?" Politikberatung durch bioethische Gremien. In : *Zeitschrift für Biopolitik*. 2004. 3-1.
- (8) こうした人選の不透明さについて朝日新聞二〇〇五年二月二七日「審議会 見えぬ人選」が報じている。

- (9) 加藤尚武『二一世紀の倫理を求めて』日本放送出版会、二〇〇〇年、第三回
- (10) 『平成一五年度環境対応技術開発等（バイオ事業化に伴う生命倫理問題等に関する）報告書』財団法人バイオインダストリー協会、二〇〇四年三月、第一章「諸外国における国家生命倫理委員会の現状」日本 総合科学技術会議生命倫理専門調査会（神里彩子）p.183-198 参照。
- (11) 以上は小出泰士氏のご教示および前掲書、第一章「フランス 生命・保健科学のための国家倫理諮問委員会」（小門稔）p.43-55を参照した。
- (12) アメリカで一九七四年に設置された「医学生物学および行動科学研究の被験者保護のための全米委員会（National Commission for the Protection of Human Subjects of Biomedical and Behavioral Research）」は法（全米研究規制法National Research Act）によつて規定された国家レベルの倫理委員会ではあるが、常設委員会ではなく、テーマが限定された臨時委員会である。これの詳しい経緯については、土屋貴志「米国のbioethics諮問委員会の系譜——大統領委員会まで」『人文研究』（大阪市立大学大学院文学研究科紀要）第五五巻第一分冊、二〇〇四年、p.33-52参照。イギリスのワーノック委員会（一九八二年設置）、ドイツのベンダ委員会（一九八四年設置）も、課題が限定されたアドホック委員会である。
- (13) Fuchs, M, *Nationale Ethikraete*, Nationale Ethikrat 2005, ders. Internationaler Überblick zu Verfahren der Entscheidungsfindung bei ethischem Dissens. Expert's opinion for the Study-Commission "Recht und Ethik der modernen Medizin" of the German Bundestags ; Januar 2002 ([http://www.bundestag.de/gremien/medi/medi\\_ext.htm](http://www.bundestag.de/gremien/medi/medi_ext.htm)),
- (14) 注10 p.186
- (15) <http://www.drze.de/themen/blickpunkt>